３１中金号外

令和元年１１月２０日

愛知県中小企業団体中央会　事務局長　様

愛知県経済産業局

中小企業部中小企業金融課長

企業間における適正かつ公正な取引関係の確立に向けた関係法令

の周知について（依頼）

　日頃は、本県の中小企業施策の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

　さて、国は平成30年12月28日に下請中小企業振興法（以下「下請振興法」という。）第3条第1項の規定に基づく「振興基準」を改正し、大企業間の取引における支払方法、下請事業者が製造した型代金の支払方法、「働き方改革」の実現を阻害するような取引慣行の改善、「事業承継」や「天災等」への対応などを追記しています。

　特に、平成31年度から順次実施されている、「働き方改革」への対応としては、親事業者に対して、①自らの取引に起因して、下請事業者が労働基準関係法令に違反することのないよう配慮すること、②やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には下請事業者が支払うこととなる増大コストを負担することなどを求める規定が新設されています。

　標記の関係法令である、下請振興法及び下請代金支払遅延等防止法（下請法）については、これまでも貴団体の会員企業等に周知されていることと存じますが、「振興基準」の改正に伴い、上記法令に加え、労働時間等設定改善法において事業主等の責務の条項の改正が行われております(平成31年4月1日施行)。

これらの内容をあらためて会員企業等へ、周知していただきますようお願いします。

なお、国は中小企業の方々が抱えている取引上の悩みへの相談に対応するため、「下請かけこみ寺」を全都道府県に設置しております。本県においても次のとおり設置していますのでご活用下さい。

［下請かけこみ寺］

公益財団法人あいち産業振興機構

担当部署　経営支援部　取引振興グループ

電　　話　052－715－3069

担当　経営支援・調整グループ

電話　052－954－6332（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）